



税務および外国借入に関する法令およびガイダンスに関する最新情報

2022年12月



今回の弊社Grant Thornton Vietnamのニュースレターでは、税務および外国借入に関する法令、ガイダンスに関する最新情報をご案内致します。

- 1 租税管理法の一部条項に対する施行細則Decree 126/2020/ND-CPを改正する政令Decree 91/2022/ND-CP
- 2 海外からの借入および返済の外国為替管理に関する2022年9月30日付けベトナム中央銀行Circular 12/2022/TT-NHNN(2022年11月15日施行)の概要
- 3 科学技術開発準備金の積み立ておよび使用に際する納税義務に関する財政省Circular 67/2022/TT-BTC
- 4 見なし納税を行う事業世帯・個人事業主へ販売促進ボーナス、業者間割引を行う際の個人所得税の申告・納税に関する税務総局Official Letter 3870/TCT-DNNCN
- 5 テト贈答品、個人所有物の輸送費に関わる個人所得税に関する2022年10月17日付けハイフォン市税務局Official Letter 3300/CTHPH-TTHT
- 6 事業場所を移転した場合の申告・納税義務に関する2022年11月14日付けバクニン省税務局Official Letter 3734/CTBNI/TTHT
- 7 個人所得税の扶養親族届出処理に関する2022年10月28日付けハノイ市税務局Official Letter 52118/CT-TTHT
- 8 法人所得税優遇措置を受ける従属会計支店の確定申告に関する2022年9月28日付けビンディン省税務局Official Letter 2812/CTBDI – TTHTおよび2022年11月17日付けバクニン省税務局Official Letter 3776/CTBNI-TTHT



1. 租税管理法の一部条項に対する施行細則Decree 126/2020/ND-CPを改正する政令Decree 91/2022/ND-CP

2022年10月30日付け政令Decree 91/2022/ND-CPが公布されました。以下のような注意すべき事項が含まれています。

a. 申告書の提出、納税、税務当局による書類処理、租税管理に関する行政決定の強制執行の期限日に関する規定が追加されました。

申告書の提出、納税、税務当局による書類処理、租税管理に関する行政決定の強制執行の期限日が、規定による休日に重なる場合、期限日は、当該休日の直後の営業日になります。

b. 個人所得税の月次・四半期申告が不要となる場合が追加されました。

個人所得税の申告者となる所得を支払う組織および個人が、月次または四半期毎の申告を行う場合で、所得を受け取る対象者からの個人所得税額の控除が発生しない月または四半期がある場合には、当該月または四半期の申告書提出は不要です(これまでは、2021年7月1日付け税務当局Official Letter 2393/TCT-DNNCNIによるガイダンスがありました)。

c. 法人所得税の仮納税義務に関する規定が改正されました。

税年度での4四半期の法人所得税仮納税額は、確定申告による法人所得税納税額の80%を下回ってはいけません(従来の規定では、税年度での最初の3四半期の法人所得税仮納税額は、確定申告による法人所得税納税額の75%を下回ってはいけませんでした)。

不足納税額が発生した場合、第4四半期の法人所得税仮納税期限日の翌日から延滞金利が計算されます(従来の規定では、最初の3四半期の仮納税額との比較で不足納税額が発生した場合、第3四半期の法人所得税仮納税期限日の翌日から不足額の納付日までの延滞金利が計算されました)。

この規定は2021年税年度から適用されますが、具体的には以下の通りです。

- 2022年10月30日での時点で、2021年税年度の最初の3四半期の仮納税額が、確定申告による納税額の75%を下回らない場合、4四半期の仮納税額による新しい規定は適用しません。
- 2022年10月30日での時点で、2021年税年度の最初の3四半期の仮納税額が、確定申告による納税額の75%を下回る場合、上述の新しい規定による不足額が従来の規定による不足額を上回らないのであれば、この新しい規定が適用されます。

1. 租税管理法の一部条項に対する施行細則Decree 126/2020/ND-CPを改正する政令Decree 91/2022/ND-CP (次)

d. 電子商取引サイトの情報提供に関する規定が追加されました。

ベトナムの電子商取引サイトは、電子商取引サイト上での電子商取引に関する情報提供の義務を負います。提供対象となる情報は、販売者名、および、税務コード、または、個人の、または、IDカード、公民証明、パスポートの認識番号、住所、連絡先電話番号、サイトのオンライン発注機能を使用した売上高です。

情報提供は、四半期毎に行います。翌四半期の最初の月の最終日が期限で、税務総局が公布するデータ形式により、税務総局のウェブサイトを通じて電子的に実施します。

e. 配当または株式報酬を受け取った個人に関わる個人所得税の申告・納税に関する規定が追加されました。

証券業者(証券会社、株式発行者、個人が証券口座を開設する商業銀行、個人から運用委託を受けるファンド運用会社)は、配当または株式報酬を受け取る個人に関わる個人所得税の申告・納税を2023年1月1日から実施します。

2022年12月31日以前に受け取った配当、株式報酬の申告をしていない個人は、自分で申告をする必要がありますが、申告遅延に関する罰金は科されませんし、2020年12月5日から2022年12月31日までの期間の延滞金利も科されません。

Decree 91/2022/ND-CPは、2022年10月30日から施行されますが、法人所得税の仮納税義務に関する規定のみ2021年税年度から適用されます。

2. 海外からの借入および返済の外国為替管理に関する2022年9月30日付けベトナム中央銀行Circular 12/2022/TT-NHNN (2022年11月15日施行)の概要

- a. 施行日以降、借入状況報告は、従来の四半期毎ではなく月次で行うことになります。
- b. 借入の届出対象が改正されました。延長合意が無いにも関わらず、借入実行日から満1年の時点で元本残高(金利が元本に加わる場合も含みます)が残っている短期借入は、届出対象となります。但し、借入実行日からの満1年の時点から30営業日以内に元本を返済完了した場合は届出不要です(従来の規定では、借入実行日からの満1年の時点から10営業日以内に元本を返済完了した場合は届出不要でした)。
- c. 借入届出書類の提出期限に関する規定が、以下の通り改正されました。

- 中長期の海外借入契約は、締結日から30営業日。
- 短期借入を中長期借入へ変更する延長合意を借入実行日から満1年以内に締結した場合、締結日から30営業日。
- 投資登録証明書の発給を受けたプロジェクトのための投資実施準備資金を海外借入へ転換した場合、企業登録証明書・専門分野の法令に基づく設立活動許可証の発給日、官民連携(PPP)の手法に基づく投資契約の締結日、投資準備資金を借入へ転換するための海外借入契約の締結日のうち一番後の日から30営業日。
- 以下の場合、借入実行日からの満1年の時点から60営業日。
 - + 借入実行日から満1年後に延長合意を締結した短期借入。および、
 - + 延長合意が無いにも関わらず、借入実行日から満1年の時点で元本残高(金利が元本に加わる場合も含みます)が残っている短期借入。但し、借入実行日からの満1年の時点から30営業日以内に元本を返済完了した場合は届出不要です。

3. 科学技術開発準備金の積み立ておよび使用に際する納税義務に関する財政省Circular 67/2022/TT-BTC

コロナ禍の影響を受けた企業の苦境緩和、事業活動回復を支援する2022年11月7日付け 財政省Circular 67/2022/TT-BTCが公布されました。

従来の規定によれば、科学技術開発準備金は、科学技術の研究活動に対してのみ使用が認められています。本ガイダンスでは、企業の苦境緩和を支援するため、2022年および2023年の2年間における、技術革新のため、事業活動に直接資するための機械設備の購入に使用する場合が追加されました。

また、準備金を使用して形成した固定資産の未償却残高が残っており、科学技術研究活動への使用と同時に事業活動へも使用している場合の管理についてのガイダンスも追加されています。これによれば、この場合、規定による固定資産の管理を行えば十分で、損金算入可能な減価償却費の計算は不要です。準備金を使用して形成した固定資産の能力を十分に活用できていない場合には、事業活動にも利用できるようになりますので資源の無駄遣いを避けることが可能になります。



その他、法人所得税の優遇措置を受けている期間に準備金を積み立てて、別の企業（移転側企業）から準備金の移転を受けた場合の法人所得税計算についても明確にしています。

積み立てた準備金を目的以外に使用した、使用していない、または、使用が70%未満で、移転を受けた場合、納税額の計算に使用する法人所得税率は、準備金の積み立て時点で適用されていた税率になります。社内で積み立てた準備金、および、他企業からの移転を受けた金額に関わる納税額の計算は、以下の通りです。

– 積み立てた準備金を目的以外に使用した、使用していない、または、使用が70%未満で、移転を受けた場合、社内で積み立てた準備金に関わる法人所得税額は、下記の計算式で計算します。

法人所得税額

=

(準備金総額－70%未満の使用済み金額)

X

積み立てた準備金額

税年度内の準備金総額(積み立てた準備金額および移転を受けた金額)

X

適用される法人所得税の優遇税率

– 積み立てた準備金を目的以外に使用した、使用していない、または、使用が70%未満で、移転を受けた場合、移転を受けた金額に関わる法人所得税額の計算は下記の2つの場合に分かります。

+ 準備金移転の時点で移転側企業が法人所得税の優遇措置を受けていなかった場合。

法人所得税額

=

(準備金総額－70%未満の使用済み金額)

X

移転を受けた金額

税年度内の準備金総額(積み立てた準備金額および移転を受けた金額)

X

法人所得税の標準税率

+ 準備金移転の時点で移転側企業が法人所得税の優遇措置を受けていた場合。

法人所得税額

=

(準備金総額－70%未満の使用済み金額)

X

移転を受けた金額

税年度内の準備金総額(積み立てた準備金額および移転を受けた金額)

X

適用される法人所得税の優遇税率

Circular 67/2022/TT-BTCは2022年12月23日から施行されます。

4. 見なし納税を行う事業世帯・個人事業主へ販売促進ボーナス、業者間割引を行う際の個人所得税の申告・納税に関する税務総局Official Letter 3870/TCT-DNNCN

見なし納税を行う事業世帯・個人事業主へ販売促進ボーナス、業者間割引を行う際の個人所得税の申告・納税に関する2022年10月19日付け税務総局Official Letter 3870/TCT-DNNCNが公布されました。概要は以下の通りです。



a. 販売促進用贈答品について。

商品の売買を伴わずに、所有権・使用权の届出が必要とされる資産の贈与を顧客へ行う場合、顧客が受け取る贈答品は、贈与所得として個人所得税の課税所得となります。見なし納税を行う事業世帯・個人事業主へ現金または現物での売上促進支援を行う会社は、当該個人に代わり、規定に基づく申告・納税の義務を負います。

b. 販売促進ボーナス、業者間割引について。

見なし納税を行う事業世帯へ大量の商品を販売する際の業者間割引については、当該事業世帯に代わって、個人所得税率0.5%で個人所得税の申告・納税を行うだけです。この場合の事業世帯には、生産分野の事業世帯(家畜・家禽の飼料を転売用ではなく飼育用に購入する場合で、直接に農業生産を行う世帯に対する免税を受ける対象に該当しない場合など)も含まれます。

事業世帯・個人事業主が見なし納税を行う場合、業者間割引をしてくれた会社側で申告・納税をしてもらうために、税額計算方式に関する情報を提供する義務を負います。税務当局は、納税者の申告・インボイス・証票に関するデータベースに基づいて、この場合のリスク管理を行います。

ボーナス、販売促進支援、販売促進活動、業者間割引、早期決済割引、現金または非現金による支援の支払いに関わる、見なし納税を行う事業世帯・個人事業主に代わる申告・納税の実施は、2021年8月1日(Circular 40/2021/TT-BTCの施行日)からになります。

販売促進プログラムを規定通りに実施する場合、見なし納税を行う事業世帯・個人事業主が受け取る金額、現物の1千万VNDを超える部分については、賞金所得として個人所得税の課税所得となります。販売促進ボーナスを支払う会社は、当該個人への支払い前に、個人所得税額を源泉徴収します。

c. 販売促進用贈答品、業者間割引を受ける顧客に代わり納付する納税額について。

個人に対する販売促進用贈答品、業者間割引などの支払い、および、当該個人に代わり納付する納税額については、仕入れ付加価値税の控除ができません。また、当該個人に代わり納付した納税額は、損金算入できません。

5. テト贈答品、個人所有物の輸送費に関わる個人所得税に関する2022年10月17日付けハイフォン市税務局Official Letter 3300/CTHPH-TTHT



労働者への旧暦のテト贈答品を購入して贈与する場合、これは労働者が得る経済的利益ですので、この贈答品は個人所得税の課税所得に含まれます。労働者が贈答品を受け取った時点で所得が発生したと見なされます。



契約が終了して帰国する外国人専門家の個人所有物の輸送費を、専門家との契約終了後に支出して、輸送会社からインボイスの発行を受ける場合、これは個人に資する支出ですので、専門家の個人所得税課税所得となります。



外国人専門家との契約が終了して2022年11月30日に帰国する場合、出国前に、当該外国人専門家は、個人所得税の確定申告を直接行うか、当該会社へ確定申告を委任します。確定申告の対象期間は、2022年1月1日から2022年11月30日までで、この期間中に支払われた所得総額が申告所得となります。

6. 事業場所を移転した場合の申告・納税義務に関する2022年11月14日付けバクニン省税務局 Official Letter 3734/CTBNI/TTHT



投資証明書の発給を受けた場所で投資プロジェクトを実施して、場所に基づく法人税優遇措置を受けていたが、投資プロジェクトの実施場所を移転した場合（投資証明書に記載された場所以外の場所へ変更）、優遇地域に関する条件を満たさなくなりますので、プロジェクト実施場所の移転時点から法人所得税優遇措置を受けられなくなります。

法人所得税の優遇措置を受ける所得と受けられない所得を区別して管理し、申告・納税を行います。

法人所得税の優遇措置を受ける所得と受けられない所得を区別して管理することができない場合、以下の通り計算します。

$$\frac{\text{優遇措置を受ける事業活動の所得額または損金額}}{\text{優遇措置を受ける所得} \times \frac{\text{法人所得税の課税所得総額}}{\text{税務年度における所得総額または損金総額}}}$$

7. 個人所得税の扶養親族届出処理に関する2022年10月28日付けハノイ市税務局Official Letter 52118/CT-TTHT

所得のない、または、当該年度の月平均総所得が100万VNDを以下の労働年齢を過ぎた実父、実母を扶養親族とする扶養控除を届出する場合、直接扶養親族申告表(Circular 80/2021/TT-BTCの附属様式07/XN-NPT-TNCN)を作成する義務に関する規定は無く、規定に基づくその他書類(例: IDカード、関係を確認できる合法的書類などの画像コピー)を提出すれば十分です。その他の扶養親族(兄弟姉妹、祖父母、孫など)については、上述の様式07/XN-NPT-TNCNに基づく申告表を作成する必要があります。



8. 法人所得税優遇措置を受ける従属会計支店の確定申告に関する2022年9月28日付けビンディン省税務局Official Letter 2812/CTBDI – TTHTおよび2022年11月17日付けバクニン省税務局Official Letter 3776/CTBNI-TTHT

本籍地の省・都市とは異なる地域に所在する事業活動拠点として従属会計支店があり、法人所得税優遇措置の対象となる所得がある場合、優遇措置を受ける当該支店の法人所得税確定申告および納税に関する以下のガイダンスが公布されました。



- ビンディン省税務局のガイダンスによれば以下の通り。

Circular 80/2021/TT-BTCの別表IIIにある様式03/TNDNIに基づいて、法人所得税優遇措置の対象となる支店の所得を区別して申告します(「事業活動による法人所得税納税額」の項には優遇措置対象となる活動のみを申告します)。事業拠点に関わる収入源を得る地方に対する法人所得税配分表(様式03-8/TNDN)の申告は不要です。

支店所在地の省・都市で法人所得税の過剰納付額が発生した場合、本籍地での法人所得税の納付不足額があったとしても、徴収地が異なるため相殺することはできません。

- バクニン省税務局のガイダンスによれば以下の通り。

バクニン省税務局のガイダンスによる支店に関わる申告・納税には異なる点があります。具体的には、本籍地の法人所得税確定申告は、Circular 80/2021/TT-BTCの別表IIIにある様式03/TNDNIに基づいて行い、本籍地の管轄税務当局で納税します。同時に、法人所得税優遇措置の対象となる活動の法人所得税額は、Circular 80/2021/TT-BTCの別表IIIにある様式03-3A/TNDNIに基づいて計算して、本籍地および支店の管轄税務当局で納税します(2021年税年度からの適用)。

現在、税務当局の集中管理システム(TMS)では、様式03-3A/TNDNIに関わる情報の送受信をサポートしています。本籍地が所在する税務局で様式03-3A/TNDNを含めて様式03/TNDNでの法人所得税確定申告を行えば、税務当局の税務管理システムが、優遇措置を受ける支店がある他省の税務当局へ自動的にデータを送信してくれます。従って、支店が所在する地域の税務当局へ、様式03-3A/TNDNを送付する必要はありません。

Contact

税務、会計、移転価格、労務、投資および税関、また、その他御社事業活動に関わる法令についてのアドバイスをご希望される場合、ご遠慮なく、弊社Grant Thorntonの専門家へお問い合わせ下さい。
。ニュースレターのダウンロードは下記サイトへアクセス下さい。[Tax Hub](#)

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688
[grantthornton.com.vn](#)

Hoang Khoi

National Head of Tax Services
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com

Vishwa Sharan

Director – Transfer Pricing
D +84 327 345 053
E Vishwa.Sharan@vn.gt.com

Bui Kim Ngan

Tax Director
D +84 24 3850 1716
E ngan.bui@vn.gt.com

Hoang Viet Dung

Director - Tax and Transfer Pricing Services
D +84 24 3850 1687
E Dung.hoang@vn.gt.com

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza, 561A Dien Bien Phu Street
Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Partner
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

Nguyen Thu Phuong

Tax Director
D +84 28 3910 9237
E thuphuong.nguyen@vn.gt.com

Lac Boi Tho

Tax Director
D +84 28 3910 9240
E tho.lac@vn.gt.com

Đặng Hải Hà My

Tax Director
ĐT +84 28 3910 9241
E My.Dang@vn.gt.com



Grant Thornton

[grantthornton.com.vn](#)

© 2022 Grant Thornton (Vietnam) Limited - All rights reserved.

‘Grant Thornton’ refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton International Ltd (GTIL) and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another’s acts or omissions.